

第5章 関係者の役割

1. 食育を県民運動として円滑に推進するための関係者の役割

健全な食生活を実践するには、県民一人ひとりが食に関心を持ち、自らの健康は自らつくり守るということを自覚し、日々の食生活を実践することが大切です。また、子どもたちへの食育では、家庭が中心的な役割を担います。県民一人ひとりの自覚と実践、そして家庭における食育をより一層促すためには、関係者がそれぞれの役割を担いながら、地域や社会が連携して、県民・家庭を支援するための「仕組みづくり」、「地域づくり」を進め、一体となって食育の推進に取り組むことが必要です。

(1) 社会全体の役割

- ①家庭における食育を支援するための地域づくりに努める。
- ②仕事と家庭を両立しやすい環境づくりに努める。
(社会全体で働き方の見直しや子育てを支援する体制整備を進める)
- ③家庭、学校、地域等社会の様々な分野において、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等が一体となって、県民が「食」について学ぶ機会を提供する。

(2) 家庭・県民の役割（生活者の視点）

- ①自分の健康は自分でつくり、守るということに自覚を持って、規則正しい健全な食生活の実践に努める。
- ②食に関心を持ち、食に関する様々な情報を適正に選択・判断する能力と食べ物を選ぶ能力を高める。
- ③食習慣を身につける基本は家庭にあることを認識し、子どもの食育の担い手であることを意識して食育の実践に努める。
- ④楽しく食卓を囲むなど食を通じたコミュニケーションを積極的に図ることを心がける。
- ⑤自ら栽培する、食材を選ぶ、調理する、味わうことや生産現場を知ることなど食の体験を積むことを大切にする。
- ⑥学校や地域における食育活動への参加・協力を努める。

(3) 県の役割

- ①食育を県民運動として推進するため、県食育推進計画の策定を通して、食育の推進の基本的な考え方や目標を提示し、共通認識の下、関係者が一体となった計画的な食育の推進に努める。
- ②市町村が策定する計画の指針となる県食育推進計画を策定する。
- ③基本目標の実現に向けて全庁的に施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、施策の実施状況や成果を確認しながら、取組状況や社会情勢の変化に順応的に対処した実効性のある食育の推進に努める。

- ④食育活動団体等が行う個々の取組を結びつけることで、より効果的に食育の推進力となるよう連携の強化・情報共有に努める。
- ⑤市町村や食育関係団体、生産者や企業、食育ボランティアなどと連携して地域の食育活動の推進・支援を行う。
- ⑥地域で様々な関係者が連携した活動をコーディネートする。
- ⑦地域連携のためのネットワークづくりを進め地域づくりを支援する。
- ⑧地域の食育推進に向けた人材の育成・資質向上に努める。特に、地域での食育活動の核となる「食育コーディネーター」を育成する。
- ⑨食育に関する幅広い情報提供やイベントなどを通じた食育の普及啓発に努める。
- ⑩広域的に取り組むべき事業や食育の推進に先駆的・先導的な取組を推進・支援する。
- ⑪広域的な視点に立ち、市町村間の調整や情報交換の場の設定を行う。
- ⑫食育に関する正確でわかりやすい情報の提供に努める。

(4) 市町村の役割

- ①地域の特性をいかした自主的な施策を盛り込んだ実効性のある市町村食育推進計画を策定し、地域における食育の円滑な推進に努める。
- ②食育の推進に関する基本目標を示し、その実現に向けて施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ③教育・農政・保健の各分野が連携し、一体となり食育を推進する。
- ④住民にもっとも身近な自治体である市町村は、地域における食育推進の中心的な実施主体としての役割を担う。
- ⑤地域や住民の積極的な参加による地域全体で取り組む食育活動を推進・支援する。
- ⑥地域で様々な関係者が連携した活動をコーディネートする。
- ⑦地域の食育推進に向けた人材の育成・資質向上に努める。
- ⑧食育に関する正確でわかりやすい情報の提供に努める。
- ⑨保健センターなどを拠点とした地域における健康づくりの面からの食育を推進する。
- ⑩学校・保育所等における「食に関する全体指導計画」を策定し、継続的・計画的に取り組むとともに、学校、家庭、地域が連携した食育を推進する。

(5) 学校・保育所等の役割

- ①学校・保育所等において家庭科教諭や栄養教諭、栄養職員等を中心とした食に関する指導や各学校・保育所等における食育に関する全体計

画の策定など食育に関して共通した認識の下、食育の指導体制と指導内容の充実を図る。

- ②保護者や教育・保育等に携わる関係者の意識の向上を図り、家庭や教育・保育等の場が果たすべき重要な役割について自覚を促す。
- ③PTA や地域と連携した食育の推進に努める。
- ④地場産物を活用した給食の提供など、学校給食を生きた教材として活用した食育の充実を図る。
- ⑤食農体験を重視し、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組を積極的に推進する。
- ⑥多様な食文化を後生に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことに留意した食育の推進に努める。

(6) 生産者等の役割（生産者の視点）

- ①食品を生産する立場として安全性の確保に万全を期す。
- ②生産過程の管理方法や履歴などの情報を適正に管理し、消費者への情報提供に努める。
- ③ちば食育ボランティアへの登録など行政や、学校、保育所等の教育関係者と連携し、農林漁業に関する様々な体験の機会の積極的な提供に努める。
- ④消費者との交流を進め、農林水産物の生産現場に対する理解の促進に努める。

(7) 食品関連事業者等の役割（提供者の視点）

- ①食品を提供する立場として安全性の確保に万全を期す。
- ②多くの消費者との接点を有している利点をいかして食育の推進の視点で様々な体験活動の機会の提供や食の学習への人材の派遣等に努める。
- ③消費者が適切な食の選択ができるよう、正確で分かりやすく、客観的な情報の提供と積極的な情報の開示に努める。
- ④より一層健康に配慮した商品やメニューの提供に努める。
- ⑤ちば食育サポート企業への登録など、行政や地域における食育活動への理解と協力の下、連携した取組への積極的な参画に努める。

(8) 食育ボランティア・食育活動団体の役割

- ①食に関する様々な体験の場を提供する。
- ②地域に根ざした食文化の継承に努める。
- ③学校や地域と連携した食育活動を進める。
- ④ちば食育ボランティアへ登録するなど、自発的な食育活動を積極的に進めるとともに、行政や地域における食育活動への理解と協力の下、連携した取組への積極的な参画に努める。

- ⑤食育を支援する地域づくりの担い手として、地域の実情や地域住民の個々の実情に応じたきめ細かい食育活動の推進に努める。

(9) 保健福祉医療関係者の役割

- ①専門的な立場からの助言や提言、情報提供に努める。
- ②定期健診などの機会を捉えて、食や健康についての指導に努める。
- ③学校保健教育や地域保健活動に対する支援に努める。
- ④必要な人に必要な情報が届くよう情報提供の充実を図る。
- ⑤だれもが手軽に相談しやすい相談体制の充実を図る。

(10) 大学等研究機関に期待する役割

- ①食育に関する様々な調査・研究への取組と研究成果や科学的な知見の県民への積極的な情報提供
- ②自治体などが実施する食育に関する取組への参画や調査・研究等への協力
- ③食育に関する人材の育成や人材の派遣
- ④県内の大学等研究機関同士の交流の促進。情報の提供・共有による効果的・効率的な食育に関する調査・研究の実施
- ⑤自発的な食育活動の推進により地域における食育の推進や人材の育成
- ⑥学生などを対象とした学校内における食育の促進